

議案第24号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

令和3年2月16日に開催された特別区長会総会において、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」等の改正が了承されたこと及び国民健康保険法施行令等が一部改正されたことを踏まえ、港区国民健康保険条例の一部改正を行います。

- (1) 保険料率等の改定
- (2) 所得税法、租税特別措置法及び地方税法の一部改正に伴う国民健康保険料算定の所得等に係る規定の見直し
- (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う新型コロナウイルス感染症の定義を整備

2 改正の内容

条文	条文の見出し	改正内容
第15条	一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定	令和2年度税制改正を踏まえ租税特別措置法に「第35条の3（低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除）」の規定が追加されたことに伴い、一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定に租税特別措置法を引用しているため、条文に追加します。 ※「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定」（条例第15条の11）及び「介護納付金賦課額の所得割額の算定（条例第16条の3）」については、本条文で定めている「基礎控除後の総所得金額等」を参照しているため、改正は不要となります。
第15条の4	一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率	一般被保険者に係る基礎分（医療分）の保険料率を次のとおり改正します。 所得割（旧ただし書所得に対して乗じる料率） 「100分の7.14」→「100分の7.13」 所得割の賦課割合 「100分の66」→（変更なし） 均等割（世帯員に均等に賦課する金額） 「39,900円」→「38,800円」 均等割の賦課割合 「100分の34」→（変更なし）

第15条 の12	一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率	<p>一般被保険者に係る後期高齢者支援金分の保険料率を次のとおり改正します。</p> <p>所得割 「100分の2.29」→「100分の2.41」 所得割の賦課割合 「100分の65」→（変更なし）</p> <p>均等割 「12,900円」→「13,200円」 均等割の賦課割合 「100分の35」→（変更なし）</p>
第16条 の4	介護納付金賦課額の保険料率	<p>介護納付金分の保険料率を次のとおり改正します。</p> <p>所得割 「100分の1.46」→「100分の2.13」 所得割の賦課割合 「100分の59」→「100分の61」</p> <p>均等割 「15,600円」→「17,000円」 均等割の賦課割合 「100分の41」→「100分の39」</p>
第19条 の2	保険料の減額	<p>※地方税法の改正により保険料の計算のもととなる基礎控除額が「33万円」から「43万円」に、給与所得控除額が「65万円」から「55万円」に、公的年金等控除額については、65歳未満の方が「70万円」から「60万円」に、65歳以上の方が「120万円」から「110万円」に変更されました。</p> <p>基礎控除額等の見直しが保険料の減額措置に影響することを防ぐため、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行による国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、減額判定基準の規定を整備します。</p> <p>7割軽減世帯の総所得金額等減額判定基準を次のとおり改正します。 「基礎控除額33万円」以下→「基礎控除額43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）」以下</p> <p>保険料均等割額の7割軽減額を次のとおり改正します。</p> <p>基礎分（医療分） 「27,930円」→「27,160円」 後期高齢者支援金分 「9,030円」→「9,240円」 介護納付金分 「10,920円」→「11,900円」</p>

		<p>5割軽減世帯の総所得金額等減額判定基準を次のとおり改正します。</p> <p>「基礎控除額33万円+28.5万円×被保険者数」以下 →「基礎控除額43万円+28.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)」以下</p> <p>保険料均等割額の5割軽減額を次のとおり改正します。</p> <p>基礎分(医療分) 「19,950円」→「19,400円」 後期高齢者支援金分 「6,450円」→「6,600円」 介護納付金分 「7,800円」→「8,500円」</p> <p>2割軽減世帯の総所得金額等減額判定基準を次のとおり改正します。</p> <p>「基礎控除額33万円+52万円×被保険者数」以下 →「基礎控除額43万円+52万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)」以下</p> <p>保険料均等割額の2割軽減額を次のとおり改正します。</p> <p>基礎分(医療分) 「7,980円」→「7,760円」 後期高齢者支援金分 「2,580円」→「2,640円」 介護納付金分 「3,120円」→「3,400円」</p>
付則第3条	公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例	<p>※地方税法の改正により、65歳以上の方の公的年金等控除額が「120万円」から「110万円」に変更されました。</p> <p>地方税法の改正が公的年金等所得の特別控除(15万円)に影響することを防ぐため、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行による国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例第19条の2で規定された「110万円」を「125万円」と読み替えます。</p>
付則第9条第1項		<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により新型コロナウイルス感染症の定義を改正します。</p>
付則	施行期日	<p>この条例は令和3年4月1日から施行します。ただし、付則第9条第1項の改正規定は、公布の日から施行します。</p>
	経過措置	<p>この条例による改正後の港区国民健康保険条例第15条第1項、第15条の4、第15条の12、第16条の4及び第19条の2並びに付則第3条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例によります。</p>